

令和8年度島根県立高等学校外国語指導助手（ALT）派遣業務 仕様書

1 業務の目的

英語学習における、労働者（外国語指導助手）（以下「ALT」という。）の派遣業務により、島根県の外国語教育の更なる充実を図り、生徒の英語コミュニケーション能力の向上に資することを目的とする。

2 業務内容

(1) 人数

令和8年度の本事業における派遣人数は7名とする。

(2) 就業場所

就業場所は、次のとおりとする。

- ① 松江北高等学校、松江養護学校及び松江清心養護学校
- ② 松江南高等学校、宍道高等学校及び松江緑が丘養護学校
- ③ 三刀屋高等学校、三刀屋高等学校掛谷分校及び飯南高等学校
- ④ 出雲商業高等学校、平田高等学校及び出雲工業高等学校
- ⑤ 大田高等学校、邇摩高等学校及び出雲養護学校大田分教室
- ⑥ 益田高等学校、吉賀高等学校、津和野高等学校及び益田養護学校
- ⑦ 隠岐高等学校、隠岐水産高等学校及び隠岐養護学校

(3) 派遣期間、派遣日数及び就業日時等

① 派遣期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

② 派遣日数（予定）

175日

学校別派遣日数は下記を目安とする。

	学校名1	派遣日数	目安	学校名2	派遣日数	目安	学校名3	派遣日数	目安	学校名4	派遣日数	目安
①	松江北高等学校	145	週4	松江養護	15	隔週1	松江清心養護学校	15	隔週1			
②	松江南高等学校	150	週4	宍道高等学校	15	隔週1	松江緑が丘養護学校	10	月1			
③	三刀屋高等学校	115	週3	三刀屋高等学校掛谷分校	30	週1	飯南高等学校	30	週1			
④	出雲商業高等学校	115	週3	平田高等学校	30	週1	出雲工業高等学校	30	週1			
⑤	大田高等学校	95	週3	邇摩高等学校	70	週2	出雲養護学校大田分教室	10	月1			
⑥	益田高等学校	105	週3	吉賀高等学校	30	週1	津和野高等学校	30	週1	益田養護学校	10	月1
⑦	隠岐高等学校	105	週3	隠岐島前高等学校	30	週1	隠岐水産高等学校	30	週1	隠岐養護学校	10	月1

③ 就業日時

就業日時は月曜日から金曜日の午前8時00分から午後4時45分の間で、1日7時間以内（休憩45分を除く）とする。ただし、詳細については、甲乙において別途定める労働派遣個別契約書（以下「個別契約」という。）に定める。（1日最大4時間の授業を基本とし、1日につき7時間、1週間につき35時間を超える業務をさせな

いものとする。ただし、これらの時間以上に就業した場合は、就業の必要のない時間を代わりに定める。）

④ 就業の必要のない日

- ・ 夏期の休日：令和8年7月20日～令和8年8月20日
- ・ 年末年始の休日：令和8年12月25日～令和9年1月7日
（ただし、予定されていた就業日において、自然災害の影響等により業務が困難となった場合は、甲乙において協議のうえ、上記の期間（夏期の休日及び年末年始の休日）に代替の就業日を設定できるものとする。）
- ・ 土曜日・日曜日及び祝日
なお、祝日については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を指す。（ただし、これらの日に業務を履行した場合は、業務履行の必要のない日を代わりに定める。）

(4) ALTの要件

- ① 日本国法令を遵守すること
- ② 出入国管理法及び難民認定法に定める公教育活動に従事するのに適切な「在留資格」を有すること
- ③ 現地大学以上の教育機関を卒業した者であること
- ④ 語学教師としての資格を有する者又は英語教育に熱意がある者
- ⑤ 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者
- ⑥ 日本における教育、特に外国語教育に関心があること

(5) ALTの業務

- ① 県立高等学校における外国語授業、国際理解教育における指導
- ② 英語科授業に関する日本人教員との事前打ち合わせ
- ③ 教材・資料作成
- ④ 学校行事や特別活動等の教育活動の運営・参加
- ⑤ 試験実施の補助
- ⑥ 生徒の個別指導
- ⑦ 生徒との交流活動
- ⑧ 教授手法等の教員に対する支援
- ⑨ 指導方法等の研修会への参加
- ⑩ 翻訳・通訳の支援

(6) 派遣にかかる金額に含まれるもの

人件費・渡航費・住宅費（住宅手配）・諸手当・保険・税金・ビザ取得のための手続費・研修費・講師移動費（講師宅～業務履行先の学校間、公共交通機関以外のものも含む）、講師労務管理費等

(7) 業務実施体制の整備

- ① ALTが休暇またはけが・病気等で休む（以下「休暇等」という。）場合、派遣先及び派遣元で協議のうえ、必要に応じて代理ALTによる業務を実施する。

特に、休暇等の日数が連続して5日以上となる場合は、事前に報告を行い、代理ALTによる業務の実施について協議をすること。

なお、けが・病気等による緊急の場合は、その日数が5日以上となることが確定した時点で協議をするものとする。

- ② ALTが休暇等を取得する場合は、事前に就業先の学校にも報告すること。
ただし、けが・病気等によりそのいとまがない場合は、就業先の学校の授業に支障が生じない範囲で事後報告も可能とする。
- ③ ALTが(8)の⑥にある授業改善に関する研修に参加するため業務を免除する日数は2、3日程度とする。その場合、事前に研修計画を提出し、承認を受けるものとする。

(8) 派遣元の指導監督義務

- ① 業務が適切に実施できるようにALTへの指導・助言、業務履行先の学校とのスケジュール等にかかる調整を綿密に行うこと。
- ② 教育委員会及び学校、ALTの連絡体制を整備する。
- ③ ALTの服務指導及び労務管理、健康診断等を実施すること。
- ④ 学校で業務を行うALTは、日本国内の法令遵守はもとより高い服務規律を求められていることから、ALTに対する適切な指導体制を構築すること。
- ⑤ ALTが教育委員会の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないよう指導すること。
- ⑥ 英語指導者としての技能習得のための研修を適宜実施し、ALTの資質向上につとめること。
- ⑦ 就業先の学校において、適宜勤務状況の評価を行うこと。
- ⑧ ALTに天災、事故、法律違反等に関する問題が起きた場合は責任を持って対処すること。ただし、その発生が甲の責に帰する場合はその限りではない。
- ⑨ ALTの入国及び住所異動の際には、官公署における各種手続が適切に完了したか監督すること。
- ⑩ ALTの住宅入居手続、日常生活に必要な諸手続等が適切に完了したか監督すること。
- ⑪ ALTの怠慢あるいは生徒や教職員との関係がうまくいかず改善が見られない場合及び教育委員会が必要と認める教育水準に達していない場合、協議のうえ、ALTを交替すること。
- ⑫ ALTが業務上知り得た派遣業務履行先の学校や生徒の個人情報等を他に漏らさぬよう指導を徹底すること。

(9) その他

- ① 派遣元は、労働者派遣契約に関し、関係法令等を遵守しながら、誠実に業務を実施すること。
- ② 派遣業務開始前に、各学校のALTの名簿を教育委員会へ提出すること。
- ③ 業務に関する手順書等を用い、教育委員会及び学校管理者、教職員等にその内容の説明を行うこと。

- ④ この仕様書に定めのない事項については、甲乙において協議のうえ、決定するものとする。
- ⑤ この仕様書に記載されている報告・提出・協議等は、特に指定しているものを除き教育委員会へ行うこと。
- ⑥ 甲及び乙は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う。